

我が国における高等教育支出の課税上の取扱い

橋本 彩

(信州大学経法学部准教授)

目 次

- | | |
|---------------|--------------------|
| I はじめに | III 教育により受ける利益の非課税 |
| II 教育支出に対する控除 | 1 使用者による教育の提供 |
| 1 概要 | 2 教育資金の非課税 |
| 2 必要経費としての控除 | IV おわりに |
| 3 特定支出控除 | |

I はじめに

日本の平均寿命は伸び続けており、2019年には女性87.45歳、男性81.41歳と過去最高を更新した⁽¹⁾。人生100年時代といわれるようになり、学校を卒業して就職して退職するという一方通行のライフステージではなく、就職してからも学び直して再度仕事に活かすという働き方が推奨されるようになってきている。リカレント教育推進のための施策は様々に実施されているが、税制上も、意欲ある人材の学び直しを後押しするために、大学や大学院への修学費用について課税対象外とすることが提言されるなど⁽²⁾、注目が高まってきているようである。

一方で、我が国において、高等教育、特に大学等の授業料その他の学費の支出に対する課税をめぐる議論はあまり活発になされていない。大学等の授業料その他の学費の支出に対する課税を取り扱った裁判例・裁決例も少

なく、授業料相当額が所得税法上控除できないことなどに対して、違和感を抱かない納税者は多かったのであろう。

本稿では、我が国における高等教育の支出に対する課税をめぐる裁判例・制度を紹介し、我が国税法における典型的場面から教育支出に対する取扱いの傾向を示したい。まず、高等教育、特に正規の課程である大学および大学院での教育の支出を対象として、我が国における費用控除の制度である必要経費の控除および給与所得控除における特定支出控除において、教育支出がどのように取り扱われているかを検討する。加えて、教育により受け

(1) 厚生労働省「令和元年簡易生命表の概況」2頁 (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/life/life19/dl/life19-02.pdf>, 2020年9月15日最終閲覧)。

(2) たとえば、名古屋商工会議所「令和2年度税制改正に関する要望」(2019年7月)2頁 (<https://www.nagoya-cci.or.jp/koho/iken/190814.pdf>, 2020年9月3日最終閲覧)。

る利益に対する課税が問題となる場合として、被用者の受ける教育のための支出を使用者が負担した事例から、教育支出の取扱いを検討し、加えて奨学金が非課税とされる取扱いに触れる。

II 教育支出に対する控除

1 概要

我が国において高等教育の支出に対する控除が問題となるのは、必要経費としての控除の可能性、特定支出控除制度の適用可能性の2つの場面である。

必要経費の控除は、所得税法（以下「所法」という。）37条1項により認められる一般的な費用控除の制度である⁽³⁾。事業や業務の遂行に必要な支出につき、対応する収益から控除することを認めている。教育支出についても、事業や業務の遂行に必要な支出と認められれば、必要経費として控除することができるはずである。しかし、教育支出の必要経費控除に関する取扱いについては、裁判例等で争われることが少ないため、どのような取扱いがなされているか不明な点も多いが、大学院の授業料について必要経費としての控除を否定

した裁判例がある。

特定支出控除は、給与所得者に認められる控除であり、給与所得控除しか認められていなかったことが、サラリーマン税金訴訟を契機に問題視されたために設けられた、実額控除の制度（所法57条の2）である。同条2項各号に列挙された支出についてのみ控除が認められるが、研修費（同項3号）および資格取得費（同項4号）が列挙されており、一定の教育支出の控除が認められている。

2 必要経費としての控除

我が国において、高等教育の支出、特にその典型例である大学等の授業料が必要経費として控除できるかを争った例はほとんどない⁽⁴⁾。ここでは、その希少な事案である国税不服審判所裁判平成15年10月27日（以下「本件裁判」という。）⁽⁵⁾を取り上げたい。

(1) 事案の概要

Xは、企業法務を中心に業務を営む弁護士であった。Xは、弁護士業を営む傍ら、H大学院経営・政策科学研究科の修士課程（夜間）にて企業法学を専攻し、その後、同大学院同研究科の博士課程（夜間）に進学し、続けて

(3) 必要経費の控除が問題として取り上げられることが多いのは事業所得においてであるため、事業所得における必要経費が典型的な必要経費として考えられていることが多い。本稿でも、必要経費としての控除は、事業所得を念頭に置いている。

(4) 本稿において取り上げる裁判例の他、後述の国税不服審判所裁判平成13年9月27日裁判事例集未掲載が挙げられる。

なお、大学等の授業料ではないが、講習会への参加費用につき控除を認めた事例は、若干ながら存在する。矯正歯科を診療科目とする歯科医が歯科矯正医療技術の指導を受けるため矯正歯科臨床

講習会に参加した費用につき、事業の遂行上必要なものと認められるとして必要経費に該当するとした裁判例として、高松高判平成8年3月26日行集47巻3号325頁。この事例における講習会への参加費用は、1回当たり20万円あるいは30万円と高額であり、各年度において80万円から240万円にもなっている。

また、不動産貸付業を営む納税者が宅地建物取引士資格試験および同資格登録費用について、控除を否定した事例がある。国税不服審判所裁判平成27年4月14日裁判事例集未掲載。

(5) 裁判事例集66集120頁。

企業法学を専攻した。

Xは、本件修士課程および博士課程の入学金および授業料（以下「本件授業料」という。）を、各年分の弁護士としての事業所得にかかる必要経費に算入して確定申告を行った。これに対し、原処分庁は、本件授業料が必要経費に算入されないものとして、各年分の所得税について、更正処分（以下「本件処分」という。）をした。本件授業料は所得税法37条1項に規定する必要経費に当たるとして、Xが本件処分を争った事案である。

(2) 裁決要旨

「A 販売費、一般管理費その他所得を生ずべき業務について生じた費用は、上記口のとおり、当該業務の遂行と関連し、かつ、業務の遂行上必要であることが要件とされていることはもとより、その支出する金員が業務遂行上必要か否かの判断においては、単に個人事業者の主観的判断のみではなく、直接かつ通常必要なものとして客観的に必要経費として認識できるものでなければならないとされ、大学等への進学と同様、大学院修士課程・博士課程への進学に伴う支出は、通常の場合は、家事費として個人の所得の処分と考えられ、必要経費に算入することはできない。

しかしながら、本件の場合、請求人は、〔1〕通常の弁護士業務とは違い、企業法務の処理に従事することを主要な業務としている弁護士として業務遂行上の必要に基づくものであること、〔2〕日弁連及び〇〇弁護士会の会則や規則に継続研修を義務として課しているものであることなどを理由に本件授業料等は必要経費に算入できると主張するものであるが、〔1〕本件大学院の本件専攻課程の案内に、その特色として「社会人に対する生涯教育と自

己啓発の場を提供する」とあり、また、同募集要項に「法曹の再教育をも視野に入れている」、「企業法務にマッチした高度な研究を続けることができ、最終的には博士論文を提出して学位を取得できる」と記載されていること、〔2〕請求人は、本件大学院に入学したのは弁護士業務に関する個人の知識を深めるため、修士及び博士の学位の取得自体は弁護士業務に何らの意味を持たない旨答述していることからすると、本件専攻課程が企業法務に関連していることは認められるものの、請求人の業務遂行上直接関係があり、かつ、通常必要な支出であるとまでいうことはできず、むしろ請求人が自己研鑽のために本件大学院に進んだものと認めるのが相当で、本件授業料等に係る支出は、事業所得を生ずべき業務について生じた費用と認めることはできないから、所得税法第37条第1項に規定する必要経費とすることはできない。

B ところで、請求人のように、主に企業法務に従事する場合には、本件専攻課程で得た知識等により、今後、弁護士業務に何らかの利益が得られることもあり得ることからすれば、本件授業料等の支出は、請求人の営む弁護士業務と関連性を有することから、家事関連費であるとも言える。

この家事関連費は、上記口の（ロ）のとおり、所得税法第45条第1項第1号の規定により原則として事業所得の計算上必要経費に算入できないが、同条を受けた所得税法施行令第96条の規定により、その主たる部分が事業所得を生ずべき業務の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分することができる場合、又は、取引の記録等に基づいて、事業所得を生ずべき業務の遂行上直接必要であったことが明らかにされる場合に

限り、事業所得の金額の計算上必要経費に算入できるとされている。

しかしながら、本件授業料等の支出は、いずれの場合にも該当しないと認められるから、事業所得の金額の計算上必要経費とすることはできない。

C したがって、この点に関する請求人の主張には理由がなく、本件授業料等を研究費として請求人の事業所得の金額の計算上必要経費に算入することはできない。」

(3) 考察

自ら支出した大学の授業料の必要経費該当性を争った事案から、我が国における高等教育の支出に対する課税に対する態度を確認する。

(i) 必要経費該当性の要件

本件判決では、本件授業料の必要経費該当性を判断するにあたって、①納税者の業務の遂行に「直接」関連し、かつ、②「通常」必要であるという2つの要件をたてている。

まず、①「直接」関連性については、本件判決後に、「直接」関連性は必要経費該当性を判断するにあたって不要であると明確に判示する裁判例⁶⁾が現れており、「直接」関連性要件を維持することができるかは検討の余地がある。

次に、②「通常」性について、「通常」必要と述べられるのは、当該支出がなされること

が一般的に多くありうるかどうか、日常的に支出されるものかどうかといった点など、必要性を客観的に判断する視点から言及されたと思われる場合⁷⁾、および、支出した額の多寡が相当な範囲かどうかという点から言及される場合の2つの場合がありうる⁸⁾。本件判決においては、金額の多寡についてまったく触れておらず、前者の意味での「通常」必要性を要件として述べているようである。

また、家事関連費との関係についても、本件判決は興味深い論理構成を採用している。本件判決は、本件授業料が所法37条1項により必要経費とはできないと述べた上で、あらかじめ所法45条に規定する家事関連費への該当性を検討している。これは、所法37条1項において必要経費に該当せずとも、なお所法45条1項1号の規定により必要経費として控除できる可能性がある、すなわち、所法45条1項1号が所法37条に優先する「別段の定め」であることを前提としている。所法37条における必要経費と所法45条1項1号における家事費との関係としては、所法45条1項1号における家事費は必要経費でないことと等しく所法37条の裏返しにすぎない⁹⁾、あるいは、所法45条1項1号は所法37条の確認的なものである¹⁰⁾と考えられている。本件判決は、これらと異なる考え方を採っている点で特徴的といえるだろう。

(6) 東京高判平成24年9月19日判時2170号20頁（弁護士による弁護士会役員としての活動費用につき、必要経費に一部算入することを認めた事案）。
(7) 東京地判昭和53年4月24日判タ369号443頁、青森地判昭和60年11月5日税資147号326号。
(8) 碓井光明「所得税における必要経費をめぐる若干の問題—立法および裁判例・判決例の動向に着

目して—」金子宏編『租税法の基本問題』（有斐閣・2007年）329頁。
(9) 注解所得税法研究会編『注解所得税法〔6訂版〕』（大蔵財務協会・2019年）999頁。
(10) 碓井光明「必要経費の意義と範囲」日税研論集31号（1995年）26頁。

(ii) 授業料の必要経費該当性の否定

本件判決からは、本件授業料の必要経費該当性を否定するうえで、①「直接」関連性がないと判断されたのか、②「通常」必要でないと判断されたのか、あるいはその双方ともないと判断されたのかを、明確に断じることが難しい。おそらく、①②の双方の要件を満たしていないという判断であろう。

本件判決が「通常」性を重視しているとは指摘する論者もいるが⁽¹¹⁾、本件判決は、「本件専攻課程が企業法務に関連していることは認められる」と述べ、本件授業料と業務との関連性は認める一方で、①「直接」関連性を肯定してはいない。また、「通常」性を重視したのであれば、企業法務を主要な業務とする弁護士であっても大学院に進学する者は少ないといった事情を考慮すべきと思われるが、本件判決にそのような形跡はうかがわれない。

むしろ、本件判決において注目されるのは、大学の授業料が「通常の場合は、家事費として個人の所得の処分と考えられ、必要経費に算入することはできない」ものであって、本件でも「請求人が自己研鑽のために本件大学院に進んだものと認めるのが相当で」あり、なら通常の場合と異ならないと評価したことである。すなわち、本件判決からは、自己研鑽のために教育を受けることそのものが、家事費となる消費主体としての活動であって、よほどの必要性に迫られない限り、業務の遂行に直接関連しかつ通常必要な行為とはいえないという評価があるように思われる。大学等の授業料が必要経費として認められるような事情とは、おそらく「学位の取得自体は弁護士業務に何らの意味を持たない」という状態ではなく、学位の取得が弁護士業務を継続するための資格更新に必須の条件であるとい

ったような事情であろう。

(iii) その他の裁判例

大学等の授業料に対する課税を争った希少な例としては、裁判事例集等に登載されていないが、国税不服審判所裁判平成13年9月27日がある⁽¹²⁾。この事例は、歯科医院を営む歯科医師である納税者が、歯科臨床系の歯科麻酔学を専攻する大学の特別研究生となって同課程を修了した場合に、特別研究生として支出した学費（以下「本件学費」という。）を所法37条1項により必要経費として控除できるか否かが争われたものである。当該裁判例では、必要経費に該当するか否かを、業務の遂行上必要であることを要件として判断し、業務の遂行上必要か否かは「単に個人事業主の主観的判断のみでなく、直接かつ通常必要なものとして客観的に必要経費として認識できるものでなければならない」とする。そのうえで、「本件学費は、専ら歯科医業という業務の遂行上の必要性に基づき支出されたものというよりも、主として一身専属的な新たな地位である学位の資格を取得するために支出されたものであると認められること、また、学位を取得しなくても、通常、歯科医業の遂行は可能であることから、学位の取得は業務遂行上必要とまではいえない」と述べている。この裁判事例においても、「一身専属的な新たな地位である学位の資格を取得するために支出された」ということ、つまり学位取得のために教育を受けることそのものが、家事費となる消費主体としての活動であって、必要経費となるような業務の遂行上必要な行為では

(11) 太田洋=小野沢庸「判批」税研21巻1号（2005年）87頁。

(12) 情報公開請求により、原文を入手した。

ないと評価されている。「学位を取得しなくても、通常、歯科医業の遂行は可能である」ことが挙げられている点からすれば、学位の取得が歯科医業を開始または継続するための資格に必須であるというような、よほどの必要性に迫られない限り、業務の遂行上必要とは認められないであろう。

(iv) 小括

我が国においては、自ら支出した高等教育の費用、特にその典型例である大学等の授業料の控除を認めた事例は存在しない。若干の裁決例から覗えるところでは、教育を受けることそのものが、業務との関連性であろうとも消費主体としての活動であるという評価を前提としているようである。例外的に、学位の取得が業務の継続に必須であるような特殊な事情があれば、業務の遂行上必要とされる必要経費に該当する余地はあろう。我が国においては、少なくとも大学・大学院の教育支出の控除について制限的であるといつてよい。

大学・大学院以外の教育、たとえば、料亭の調理師がふぐ調理師の資格を取得するための講習を受けるといった職業専門教育であれば、大学等よりも業務との関連性が強いと考えられる。職業専門教育のための支出の控除については、大学や大学院の授業料と同様に控除していない可能性もあるが、実務上当然のように控除をしているため争いになってい

ないという可能性もある。我が国では裁判例等がないため、どのような取扱いがなされているかは不明である。

3 特定支出控除

給与所得者においては、特定支出控除制度(所法57条の2)により、教育支出を控除することができる可能性がある。

特定支出控除制度は、サラリーマン税金訴訟¹³⁾において給与所得者の実額控除をめぐる議論が展開されたのを契機として、昭和62年度税制改正により導入された制度である。特定支出控除制度の利用者は、長らく10人前後と少なく¹⁴⁾、平成24年3月の税制改正により拡充が図られた。

平成24年度税制改正前の特定支出控除制度においては、特定支出の額の合計額が給与所得控除額を超える場合に、その超える部分の金額のみを給与所得控除額に加えて控除することが可能となっていたため、特定支出控除制度を利用するためには相当な金額の特定支出をする必要があった。また、所得税法57条の2第2項各号に列挙された支出のみが特定支出として認められていたが、対象となる支出の範囲が狭すぎるとの指摘もされていた¹⁵⁾。

これらが特定支出控除制度の利用者が非常に少なかった理由と考えられたため¹⁶⁾、平成24年度税制改正により、給与所得控除額の2分

13) 最判昭和60年3月27日民集39巻2号247頁。

14) 昭和63年から平成21年まで特定支出控除制度の利用を申告した者は、最大16人、最小1人、中央値7人である。税制調査会「個人所得課税(所得税)資料」(平成22年11月9日)13頁(https://www.cao.go.jp/zei-cho/history/2009-2012/gijiroku/zeicho/2010/_icsFiles/afiedfile/2010/11/24/22zen8kai3-1.pdf, 2020年9月15日最終閲覧)。

15) たとえば、中島茂幸「給与所得者の特定支出控除の特例についての一考察—大島訴訟と所得税法改正をめくって—」北見大学論集26号(1991年)9頁。

16) 田中勇人「平成24年度税制改正の解説」253頁以下(https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10404234/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2012/explanation/pdf/p252_277.pdf, 2020年9月15日最終閲覧)。

の1を超えた部分の金額を控除対象とする適用判定の基準の見直し、および勤務必要経費(所法57条の2第2項6号)を適用対象に追加する等の特定支出の範囲の拡大の2点の改正がなされた。

改正後の特定支出控除制度の利用者は大幅に増加し、改正前の制度での利用者は平成23年分4人、平成24年分6人であったのに対し、平成25年分の確定申告で特定支出控除を適用した者が約1,600人に急増した⁽¹⁷⁾。特定支出に追加された費用のうち、最も適用が多かったのは資格取得費で、約680人とされる⁽¹⁸⁾。26年分所得税申告では特定支出控除の適用者はさらに約400人増加し約2000人となり⁽¹⁹⁾、27年分所得税申告では約1800人⁽²⁰⁾、28年分所得税申告では約1522人⁽²¹⁾、29年分所得税申告では1618人⁽²²⁾、30年分所得税申告では約1704人⁽²³⁾、となったと報道されている。

(1) 控除できる教育支出の拡充

改正前の特定支出控除制度において、教育支出を控除できる可能性がある項目は、所法57条の2第2項3号による研修費および同項4号による資格取得費であった。

これに加えて、平成24年改正により同項4号における特定支出控除の適用対象の範囲の拡大がなされた。具体的には、「弁護士、公認会計士、税理士その他の人の資格で、法令の規定に基づきその資格を有する者に限り特定の業務を営むことができることとされるもの」(平成24年度改正前の所法57条の2第2項4号かっこ書き)が改正前は資格取得費から除外されていたところ、当該かっこ書きが削除された。あえて当該かっこ書きを削除した趣旨を鑑みるに、弁護士等の資格の取得費が特定支出控除制度により控除できるようになったとみるのが素直であろう⁽²⁴⁾。

立法過程においても、弁護士等の資格の取得費が特定支出控除制度により控除できるよ

(17) 一般財団法人蔵財務協会「特定支出控除の適用が6人から1600人に大幅増」税のしるべ平成26年6月9日 (<http://shirube.zaikyo.or.jp/article/2014/06/09/18711.html>, 2020年9月3日最終閲覧)。

(18) 同上。

(19) 一般財団法人蔵財務協会「26年分所得税申告、特定支出控除の適用者は前年比400人増の2000人」税のしるべ平成27年6月8日 (<http://shirube.zaikyo.or.jp/article/2015/06/08/26153.html>, 2020年9月3日最終閲覧)。

(20) 一般財団法人蔵財務協会「27年分確定申告、特定支出控除の適用者は前年比200人減の1800人」税のしるべ平成27年6月13日 (<http://shirube.zaikyo.or.jp/article/2016/06/13/33172.html>, 2020年9月3日最終閲覧)。

(21) 一般財団法人蔵財務協会「28年分・特定支出控除の適用者は323人減の1522人」2017年06月19日 税のしるべ (<https://shirube.zaikyo.or.jp/article/>

2017/06/19/40363.html, 2020年9月3日最終閲覧)。

(22) 一般財団法人蔵財務協会「29年分所得税申告、特定支出控除の適用者は96人増の1618人」2018年06月04日 税のしるべ (<https://shirube.zaikyo.or.jp/article/2018/06/04/47092.html>, 2020年9月3日最終閲覧)。

(23) 一般財団法人蔵財務協会「30年分の特定支出控除適用者は86人増の1704人」2019年06月10日 (<https://shirube.zaikyo.or.jp/article/2019/06/10/53969.html>, 2020年9月3日最終閲覧)。

(24) 谷口勢津夫『税法基本講義〔第6版〕』(弘文堂, 2018年) 275頁、渡辺徹也「給与所得者と費用控除—平成24年度改正特定支出控除を中心に—」税務事例研究139号(2014年) 29頁等、かっこ書きの削除により弁護士等の資格取得費が特定支出控除の適用対象に含まれるようになったと解釈されている。

うにするための改正であったことは、平成24年の衆議院の財務金融委員会における以下のような発言があったことから窺える。

「特定支出控除の対象の範囲を広げるということで、これまでの資格取得費の範囲を広げる。具体的には、これまでは弁護士、公認会計士、税理士といった特定の資格者に限って、特定の業務を営むことができるといったような資格につきましては、実額控除の対象から外しておりましたが、最近では弁護士の資格を持って企業で働いておられる方もふえております。そういった勤務形態の変化を踏まえまして、こうした資格取得費についても対象範囲に入れます」²⁵⁾。

弁護士等の資格の取得費が控除対象に含まれることとなった理由については、現在の「勤務形態の変化」を考慮してであると述べられている。平成24年度税制改正大綱においても、「就労の多様化」を理由としており²⁶⁾、これらは同じことを述べようとしているものと思われる。具体的には、「最近では弁護士の資格を持

って企業で働いておられる方もふえて」いるという説明があるように、弁護士²⁷⁾や公認会計士²⁸⁾等の資格保有者が企業や行政庁内において給与所得者として働くことが増加してきたことを念頭に置いているのであろう。企業内弁護士や会計士が一般化してきた結果、弁護士や公認会計士の資格を有する者を新たに雇用するのみならず、すでに雇用している者が資格を取得し、そのまま勤務し続けることを企業としても歓迎するようになってきているという労働市場の変化があると考えられると思われる。

なお、例として挙げられている税理士については、会計事務所や税理士事務所で働きながら税理士試験を受けて資格を取得する人が従来から一定数あったことからすると、あまり「勤務形態の変化」という説明があてはまるようには今のところ思われない。しかし、税理士法人は増加の一途をたどっており、2002年に税理士法人届出数が1000事務所を超えて以降、2020年7月末には4243事務所へと²⁹⁾、この約20年で4倍程度に増加している。そのため、事業所得ではなく給与所得の形で

25) 衆議院「第180回国会衆議院財務金融委員会会議録第5号」(平成24年3月6日)2頁〔古谷一之(財務省主税局長)発言〕(http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigirokua.nsf/html/kaigirokua/009518020120306005.html, 2020年9月15日最終閲覧)。

26) 「平成24年度税制改正大綱」(平成23年12月10日)6頁(https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10404234/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2012/231224taikou.pdf, 2020年9月15日最終閲覧)(以下、「平成24年度税制改正大綱」という)。

27) 企業や行政庁内で働く弁護士の人数は、2019年6月時点で2418人、2012年6月時点で771人となっており、2001年の66人から増加の一途をたどって

いる。日本組織内弁護士協会「企業内弁護士数の推移」1頁(<https://jila.jp/wp/wp-content/themes/jila/pdf/transition.pdf>, 2020年9月3日最終閲覧)参照。

28) 組織内会計士ネットワークが会員として把握している組織内会計士の人数は、2019年12月時点で1938人となっており、2012年12月末の543人から増加してきている。日本公認会計士協会組織内会計士ネットワーク「組織内会計士ネットワーク会員数」(<http://paib.jicpa.or.jp/network/>, 2020年7月3日最終閲覧)参照。ただし、組織内会計士ネットワークの会員になるのは任意のようであるため、企業や行政庁内で働く公認会計士の人数をどこまで正確に表しているかは不明である。

報酬を得ている税理士は、かなり増加していると考えられる。

(2) 特定支出控除として控除できる教育支出の範囲

上記のような立法過程からして、平成24年改正により拡充された「人の資格」(所法57条の2第2項4号)には、少なくとも「弁護士、公認会計士、税理士」が含まれると解釈すべきであろう。弁護士、公認会計士、税理士以外にも一般的に資格と呼ばれているものは数多くあるが、「人の資格」にどのような資格が含まれるかは明らかではない²⁹⁾。弁護士等と同じ国家資格とされる医師や保育士³⁰⁾等は「人の資格」に含まれると考えてよいと思われるが³²⁾、たとえば日本漢字能力検定(漢検)1級であるとか日本商工会議所主催簿記検定試験(以下「日商簿記検定」という。)1級³³⁾といったものも「人の資格」に含まれるのであろうか。

仮に日商簿記検定1級が「人の資格」に含

まれなかったとしても、日商簿記検定1級を取得するための支出は、同項3号の研修費として控除できる可能性が存在する。そうすると、「人の資格」であるか否かという解釈はあまり重要ではないともいえるかもしれないが、同項3号と4号とでは、若干要件が異なっている。簡単に整理すると、資格取得費(4号)の要件は、①「人の資格」を、②取得する「ため」の支出であり、③その人の資格の取得がその者の職務の遂行に直接必要なものとして「給与等の支払者により証明がされた」こと、である(所法57条の2第2項4号、所得税法施行規則(以下「所規」という。)36条の5第1項4号口)。研修費(3号)の要件は、①「研修」の、②「ため」の支出であり、③研修を行う者の名称並びにその研修を行う場所及び期間につき「給与等の支払者により証明がされた」こと、および④その研修がその者の職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得するためのものである旨につき「給与等の支払者により証明がされた」ことである(所法

29) 日本税理士連合会「税理士登録者数」(<https://www.nichizeiren.or.jp/cpta/about/enrollment/>, 2020年8月17日最終閲覧)。

30) 小田満「特定支出控除の拡充と今後の活用」税理55巻9号(2012年)30頁でも指摘されているところである。

31) 文部科学省「国家資格の概要について」(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/014/shiryo/07012608/003.htm, 2020年9月3日最終閲覧)参照。

32) 「人の資格」に国家資格全般が含まれると、立法時点では考えられていたようである。立法時の税制調査会では、以下のように述べられている。

「資格取得費用は特定支出にどこまで含めるのかという御質問があったかと思えます。弁護士、税理士、公認会計士。今の制度では御案内のとおり、その方の就いている職に直接関係のある

ものでなければ、特定支出の控除対象となっておりませんけれども、今回はその要件を外しまして、国家資格全般であればいいのではないかと今のところ考えております。」

税制調査会「平成22年度第13回 税制調査会議事録」(平成22年11月25日)14頁〔尾立源幸(財務大臣政務官)発言〕(https://www.cao.go.jp/zei-cho/history/2009-2012/gijiroku/zeicho/2010/_icsFiles/afildfile/2010/12/10/22zen13kaia.pdf, 2020年9月15日最終閲覧)。

なお、当時の税制調査会は、民主党政権下の政治家を構成メンバーとする審議機関である。

33) 税理士試験の受験資格を得ることができる。税理士法5条1項5号、国税庁「税理士試験受験資格の概要」(<https://www.nta.go.jp/taxes/zeirishi/zeirishishiken/shikaku/shikaku.htm>, 2020年9月3日最終閲覧)参照。

57条の2第2項3号、所規36条の5第1項3号イ、ロ)。対比してみると、同項3号の研修費の要件では、研修を行う者や場所、期間につき使用者の証明が必要であり、同項4号の資格取得費では、資格を取得するために受ける教育の実施要項について使用者の証明は不要である。

例として挙げた日商簿記検定1級が「人の資格」に含まれているとすれば、日商簿記検定1級の取得のためにどのような教育を受けるかについて使用者の証明は不要である。納税者が専門学校に通うという手段をとっても、または通信教育講座を受けようと、また日商簿記検定1級の試験対策テキストを購入して独学しようとも、それが日商簿記検定1級を「取得するための支出」であれば、資格取得費として特定支出控除の対象となる。対して、日商簿記検定1級が「人の資格」に含まれないとすれば、個々の専門学校の講座や通信教育講座といった研修の実施要項について、使用者の証明が必要となる。つまり、納税者にとって、どのような教育を受けるかという手段の選択の幅が狭まることになろう。

もっとも、「人の資格」に含まれる資格であっても、その資格を取得する「ため」の支出でなければ資格取得費としての控除は認められていないのであるから、当該資格を取得するのに関係する教育の支出のうち、どこまでが資格取得費として認められるのかが解釈上問題となる。

資格取得費に含まれる範囲について参考になるのは、国税庁からの「平成25年分以後の所得税に適用される給与所得者の特定支出の控除の特例の概要等について（情報）」（以下「国税庁の情報」という。）⁶⁴である。国税庁の解釈としては、法科大学院に係る支出は、弁

護士という「人の資格」の資格取得費に含まれるとしている⁶⁵。これには、「基本的には法科大学院で一定の学位を取得しない限り司法試験の受験資格が得られず、弁護士の資格を取得するための一般的な手段が法科大学院を修了する方法であると考えられる」⁶⁶という説明がされている⁶⁷。法科大学院に係る支出には、おそらく法科大学院の授業料や入学金が含まれるだろう。

では、授業料や入学金以外に、法科大学院の受験料や法科大学院の受験準備のために通った専門学校の授業料、さらには法科大学院の受験資格である大学の卒業資格を得るための大学の授業料は、資格を取得するための支出に含まれるだろうか。弁護士の資格を取得するための一般的な手段であるか否かという上記のような判断をするのであれば、法科大学院の受験料は資格を取得するための支出である。弁護士の資格を取得するための一般的な手段は法科大学院を修了する方法であり、そのために法科大学院へ入学しなければならず、法科大学院への入学のためには当然ながら受験料が必要とされるからである⁶⁸。また、法科大学院の受験資格にはいくつかあるが⁶⁹、そのうちでもっとも一般的なのは大学を卒業していることであろうから、大学を卒業するための大学の授業料も資格を取得するための

64) 国税庁「平成28年分以後の所得税に適用される給与所得者の特定支出の控除の特例の概要等について（情報）」（平成28年9月26日）（<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/shotoku/shinkoku/160926/index.htm>、2020年9月15日最終閲覧）。

65) 国税庁・前掲注64)16頁。

66) 国税庁・前掲注64)16頁。

67) 同様に解釈するものとして、渡辺・前掲注24)32頁。

支出である。さらに、法科大学院に合格するために専門学校に通う者も多いと考えられることから、専門学校に通うことも法科大学院に入学するために行われる一般的な方法であり、専門学校の授業料も資格を取得するための支出になろう。当該支出が資格を取得するための一般的な手段に必要な支出であるか否かを考えていくと、弁護士の資格を取得する「ため」の支出はかなり広い範囲に及ぶと考えることになる。所法57条の2第2項4号の文言が「資格を取得するための支出」としか述べていないことからすれば、資格の取得に関連性を有する支出であれば広く、資格を取得する「ため」の支出であると解釈するのは自然なことである。

ただし、国税庁の説明のように、法科大学院を修了する方法が弁護士の資格を取得するための「一般的な手段」であるということ、資格を取得する「ため」の支出に含まれるための判断要素にすることは疑問である。たとえば、弁護士の資格を取得するための司法試験の受験資格を得るには、法科大学院を修了する方法だけではなく、司法試験予備試験（以下「予備試験」という。）に合格するという方法もある³⁸⁾。令和元年の司法試験合格者1502名のうち、予備試験合格者は315名と約20%であ

る³⁹⁾。そうすると、合格者のうち80%は法科大学院修了者であり、予備試験合格者は比較的少数であるから、予備試験に合格するという方法は弁護士の資格を取得するために一般的な手段ではないと考えることもできる。しかし、資格取得のための試験の受験資格を得た方法があまり多く利用される方法でないというだけの理由で、資格を取得するための支出の控除を否定することに妥当な根拠は見当たらない。いかなる方法で受験資格を得ようとも、それが資格を取得するうえで必要とされる方法であれば、資格を取得するための支出の控除は認められてよいと考えるべきである。資格を取得する「ため」の支出に含まれるための判断をするにあたって、「一般的な手段」か否かを重視すべきではない。したがって、少数者である予備試験合格者も、法科大学院修了者と同様に、予備試験を合格するために支出した専門学校の授業料等が、弁護士の資格を取得するための支出として控除が認められると考える。

国税庁の情報は、法科大学院に係る支出以外にも言及しており、会計大学院（アカウントングスクール）に係る支出や税法や会計学に関する研究により修士の学位を取得するための支出は、資格を取得するための支出に

38) 渡辺・前掲注②433頁では、法科大学院の受験料について、入学した法科大学院だけではなく、合格したが入学しなかった法科大学院や、不合格となった法科大学院に支払った受験料も控除可能になると考えられている。

39) たとえば、京都大学法科大学院の受験資格は、下記の通りである。

「1 大学を卒業した者及び令和3年3月31日までに卒業見込みの者

2 昭和28年文部省告示第5号により文部科学大臣の指定した者及び同告示が列挙する教育機

関を令和3年3月31日までに卒業（修了）見込みの者…」

京都大学「令和3年度京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）学生募集要項」（<https://lawschool.law.kyoto-u.ac.jp/cms/uploads/2020/06/9cb1296aefb95f87e6f4fd9d5577f1ec.pdf>, 2020年9月3日最終閲覧）。

40) 司法試験法4条1項1号、2号。

41) 法務省「令和元年司法試験法科大学院等別合格者数等」（<http://www.moj.go.jp/content/001304511.pdf>, 2020年9月15日最終閲覧）参照。

含まれないとする⁴²⁾。法科大学院に係る支出との差異は、法科大学院に係る支出が、基本的には法科大学院で一定の学位を取得しない限り司法試験の受験資格が得られないのに対して、会計大学院（アカウンティングスクール）に係る支出および税法や会計学に関する研究により修士の学位を取得するための支出は、公認会計士試験や税理士試験の一部科目を免除されるに過ぎないという点にあると説明されている。なお、大学院の課程に係る支出については、研修費（所法57条の2第2項3号）の対象として控除できるとされている⁴³⁾。

しかし、資格を得るための試験の受験資格を直接に得る教育の支出のみを、資格を取得する「ため」の支出とすることには疑問が残る。まず、同項4号の文言上、「人の資格を取得するための支出」としか述べておらず、直接の支出のみに限るといった制限がされていない。同号後段の「その支出がその者の職務の遂行に直接必要なものとして財務省令で定めるところにより給与等の支払者により証明がされたもの」から、直接必要な支出に限ると解釈できる余地もあるが、この後段を文言解釈すれば、給与等の支払者による証明を定める財務省令の内容について法律が一定の制限をしているだけである。後段が給与等の支払者による証明について述べているだけだとすれば、資格を取得する「ため」の支出は資格試験の受験資格を直接に取得する教育の支出のみに限られてはいないと考えられることになる。

また、公認会計士試験や税理士試験の一部科目が免除される大学院課程に係る支出が、資格を取得する「ため」の支出に含まれず、資格試験の受験資格を直接に取得する教育の支出のみが含まれるとすると、様々な資格の

間において支出を控除できる範囲に不均衡が生じる可能性もある。たとえば、医師の資格を取得するための医師国家試験の受験資格には、大学の医学の課程を卒業した者が含まれており⁴⁴⁾、医師の資格を取得する「ため」の支出には医学課程の大学に係る支出が含まれると考えられる。保育士の資格を取得するための保育士試験の受験資格には、たとえば「大学に2年以上在学して62単位以上修得した者」⁴⁵⁾が含まれており、大学の課程が保育に一切関係なかったとしても、保育士の資格を取得する「ため」の支出には大学に係る支出が含まれると考えられることになる。これらと比較して、公認会計士試験や税理士試験の一部科目が免除される税法や会計学の大学院課程に係る支出の控除が含まれないとすることは、釣り合いがとれていないように感じる⁴⁶⁾。むしろ、一部科目免除のための大学院課程は十分に資格取得につながる教育であり、公認会計士や税理士の資格を取得する「ため」の支出に含まれると考えるべきであろう。

(3) 必要経費として控除する場合と比較して
税制改正大綱によれば、給与所得控除には「勤務費用の概算控除」の性質があると説明されており⁴⁷⁾、またサラリーマン税金訴訟を契機として導入されたという経緯から、特定支出控除制度は、一定の限定された支出について

42) 国税庁・前掲注34)16頁。

43) 税制調査会・前掲注32)14頁〔尾立源幸（財務大臣政務官）発言〕。

44) 医師法11条1号。

45) 児童福祉法18条の6第2号、児童福祉法施行規則6条の9第1号。

46) 同様の見解を述べるものとして、松田昭久「特定支出控除」税理57巻1号152頁（2014年）。

47) 「平成24年度税制改正大綱」・前掲注26)6頁。

ではあるが給与所得者に実額経費控除を認めたとの考えられている⁴⁸⁾。

特定支出控除において控除が認められているのは、給与所得者における必要経費だと考えることができるが、給与所得者において必要経費として認められる範囲は不明確である⁴⁹⁾。事業所得者における必要経費とまったく同じ基準において判断されるものであり⁵⁰⁾、ほとんどの支出は家事費または家事関連費にあたるので必要経費としての控除はほとんど認められないという見解から⁵¹⁾、当該支出が給与等の稼得活動と密接な関連性を有する場合に必要経費と認め、事業所得であれば家事関連費にあたる散髪代や背広代も必要経費に含まれるという見解⁵²⁾、給与所得者にとっては衣食住のための支出こそが必要経費にあたるという見解⁵³⁾まであり、どこまでが給与所得者の必要経費となるか判然としない。

仮に事業所得における必要経費になぞらえて、特定支出控除における控除の範囲を考えると、資格取得費においては「職務の遂行に直接必要なもの」の文言がてがかりになりそうである。しかし、この「職務」の内容は、必要経費になぞらえて考えると、問題が生じる⁵⁴⁾。弁護士資格のような典型的な資格取得費の場合、資格取得前には当該資格を用いた仕

事をすることはできないので、この「職務」は、資格取得前の職務である。しかし、資格取得前の職務にとって、当該資格は職務をするうえで必要とはされていないのである。資格を取得するための教育を受けること自体が職務だと考える余地もあるかもしれないが、そうだとした場合も教育を受けている時点の職務に、やはり当該資格は必要なものではないだろう。資格取得費が、資格を取得してからの将来の所得に対応する支出ではないかという疑問は⁵⁵⁾、非常にもっともである。少なくとも、資格取得費については、給与所得者の職務との関連性がないか、あるいはあったとしても非常に薄いと考えられる。弁護士資格のような典型的な資格取得費は、事業所得者であれば必要経費として認められないであろう。

特定支出控除は、所法57条の2第2項各号に列挙された支出についてのみ認められる点から、列挙されていない支出は、事業所得者であれば必要経費とされるような支出であっても控除が認められない。一方で、単身赴任者の帰宅旅費（同項5号）のような事業所得者であれば必要経費には含まれないような支出の控除が認められている。資格取得費も、職務との関連性が薄いといえるため、事業所得者であれば必要経費には含まれないような

48) 金子宏『租税法〔第23版〕』（弘文堂・2019年）222頁参照。

49) 奥谷健「給与所得課税のあり方（給与所得控除・特定支出控除）」税研177号（2014年）48頁参照。

50) 高橋祐介「平成24年度税制改正大綱を税法学の観点から評価する」税研162号（2012年）54頁。

51) 金子宏＝清永敬次＝宮崎直見「〔鼎談〕サラリーマン税制と最高裁判決」ジュリスト837号（1985年）12頁〔宮崎直見発言〕。

52) 金子＝清永＝宮崎・前掲注51)11頁以下〔金子宏発言〕。

53) 北野弘久＝谷山治雄編著『日本税制の総点検』（勁草書房・2008年）85頁〔黒川功〕。

54) 岡村忠生「人と資産—キャピタル・ゲイン課税の可能性—」税制抜本改革と国際課税等の潮流（日本租税研究協会第64回税研究大会記録）（2012年）10頁（http://www.soken.or.jp/p_document/pdf/taikaikiroku2012_Part2.pdf、2020年9月3日最終閲覧）および渡辺・前掲注54)29頁の指摘している点である。

55) 高橋・前掲注50)54頁。

支出である。特定支出控除は、事業所得者における必要経費控除を超える範囲の控除を認める部分があり、必要経費の判断基準をそのまま持ち込むことはできないだろう⁵⁶⁾。

資格取得費は、事業所得者であれば必要経費として認められない支出を含むため、資格取得費における「職務の遂行に直接必要なもの」という文言は、事業所得者の必要経費における業務の遂行に必要かどうかという判断基準と同じ基準を資格取得費においても採用するものと考えすることはできない。「職務の遂行に直接必要なもの」という文言は、所法57条の2第2項4号後段の「その支出がその者の職務の遂行に直接必要なものとして財務省令で定めるところにより給与等の支払者により証明がされたもの」(下線は著者による)を文言解釈した通り、給与等の支払者による証明を定める財務省令の内容について法律が一定の制限をしているだけだと考えるべきだろう。同号を受けた所規36条の5第1項4号口は、「その人の資格の取得がその者の職務の遂行に直接必要なものである旨」(下線は著者による)につき給与等の支払者による証明がされるべきものと規定している。省令では、「職務の遂行に直接必要」とされるのは、「支出」ではなく「資格の取得」となっている⁵⁷⁾。この違いは、研修費における給与等の支払者の証明の対象が、「研修がその者の職務の遂行に直

接必要」(所規36条の5第1項4号口)というだけではなく、研修の実施要項(同号ハ)についても及んでいることと対照的であるように思われる。資格取得費では、研修費に比べて、資格を取得するために受ける教育の方法について、給与所得者が選択できる余地が広くとられているということであろう。

資格が給与所得者の職務に直接必要であることを、給与等の支払者による証明のみによって判断すると、給与等の支払者の判断によって控除できる範囲が左右される可能性がある。しかし、給与所得者の必要経費に含まれる範囲がどこまでかという点が明確化されていないことに鑑みると、給与等の支払者が、資格が給与所得者の職務に直接必要であると判断したかどうかという基準でもって、特定支出控除が利用できる範囲を画すことにも一定の合理性があると考えられる。

III 教育により受ける利益の非課税

1 使用者による教育の提供

教育支出により受ける利益が非課税とされるか否かが問題となる典型的な場面の1つは、使用者が被用者に対して従業員研修の一環として金銭または経済的利益を与えた場合である。使用者が被用者に対して従業員研修として金銭または経済的利益を与えた場合、被用

56) 10種類の所得分類のうち、必要経費の控除が認められているのは、事業所得、不動産所得、山林所得、雑所得の4種類の所得分類のみである。このうち、雑所得における必要経費の控除については、他の所得分類との損失の通算が認められていない(所法69条1項)といった点で、若干性質の異なる点が見受けられる。給与所得において認められる特定支出控除が、必要経費の控除の認めら

れる範囲と差があるのも、異なる所得分類において異なる計算方法を用いていることに基因する。包括的所得概念には馴染まない、所得分類をする制度により生じたねじれの1つだといえる。

57) 渡辺・前掲注2450頁注20)では、資格と支出のそれぞれにつき「直接必要」かが判断されると解釈されている。

者側⁵⁸⁾において問題となるのは、研修のために支給された金銭あるいは研修として受けた経済的利益が、(多くの場合、給与所得の)収入金額に含まれるか、所法9条1項15号の「学資金」に該当し非課税となる否かである。

「学資金」は、学術奨励という政策的理由から非課税とされる⁵⁹⁾。ただし、「学資に充てるため給付される金品」であっても、「給与その他の対価の性質を有するもの」は非課税とはされない。

参考となりそうな東京地判昭和44年12月25日行集20巻12号1757頁(以下「本件判決」という。)は、使用者が被用者に対して従業員研修のために支給した金銭が、所法9条1項15号の非課税となる「学資金」に該当し、被用者の給与所得における収入金額に算入されるか否かが争われた事案である。

(1) 事案の概要

Xは、磁性材料の製造、販売を業とする法人であり、従業員研修の一環として、3名の従業員を、昼間は通常の勤務をさせながら、夜間の産業能率短期大学に入学させた。3名の従業員はいずれも、当時工場の生産係として製造部門を担当しており、大学では能率科において生産能率学を専攻した。大学の授業料・教科書代等(以下「本件経費」という。)はXが負担して支出し、研修費として経費に

計上していた。

夜間大学の受講者の選定は、Xが行なうものとされ、選抜された従業員は、業務命令によって入学受講を義務づけられ、受講の結果についてもXに報告しなければならず、自己の都合により受講中に退学したり退社した場合には、その費用を弁償すべき義務を負っていた。また、受講のために購入した教科書は、Xの所有とし、原告がこれを図書部に保管して一般従業員の閲覧に供していた。

課税庁は、本件経費を各従業員に対する給与所得であると認定し、Xに対し源泉徴収に係る所得税の徴収告知処分⁶⁰⁾を行った。これに対して、Xは、所法9条1項19号⁶¹⁾の非課税となる「学資金」に該当し、被用者の給与所得における収入金額に算入されないと主張して、徴収告知処分の取消しを求めた事案である。

(2) 判決要旨

「所得税法は、課税対象としての給与所得につき極めて包括的な定義規定を設け、退職所得を除き、原則として、勤務関係ないし雇用関係に由来するすべての金銭的給付又は経済的価値の給付を包含するものとしている……のであるから、それから除外されるべき学資に充てるための給付、つまり給与その他の対価の性質を有しない学資に充てるために給付される金品とは、勤務の対価ではなくして、

58) 使用者側においては、教育支出・研修費用とされたとしても、被用者に対する給与とされたとしても、どちらの場合も必要経費として控除することが可能であろう。民謡酒場の経営者が被用者等に民謡を習わせるために支出した月謝につき、使用者の事業遂行上直接に要した費用であるとして控除が認められた裁判例として、東京地判昭和53年2月27日判タ374号156頁。

59) 武田昌輔監修『DHCコンメンタール所得税法』(第一法規・加除式)470頁。

60) 納税告知処分のことと思われるが、判決文の原文の表記に従った。

61) 現行所得税法9条1項15号に相当する。事案の概要および判決要旨においては、本件判決当時の法9条1項19号と表記する。

会社が購入した新規機械設備を操作する技術を習得させるための授業料のごとく客観的にみて使用者の事業の遂行に直接必要があるものであり、かつ、その事業遂行の過程において費消されるべき給付を指すものと解するのが相当である。

いま、本件経費についてこれをみるに、それが、前記各従業員の学資に充てるために給付された金員であって、同人らの給与所得を構成することは明らかであるが、前叙のごとき性質を有するものに該当せず、従業員の一時的資質の向上を直接の目的とするにすぎないこと、Xの主張に徴してこれを推認しうるに十分であるから、本件経費は、窮極的には会社事業の生産性と事務能力の向上に寄与することがあるとはいえ、所得税法9条1項19号所定の非課税所得に該当しない」。

(3) 考察

本件判決は、「学資金」とは「勤務の対価ではなくして、会社が購入した新規機械設備を操作する技術を習得させるための授業料のごとく客観的にみて使用者の事業の遂行に直接必要があるものであり、かつ、その事業遂行の過程において費消されるべき給付」を指すと述べる。「学資金」に該当するか否かを判断するにあたって、「事業の遂行に直接必要があ

る」か否かという事業所得における必要経費の判断基準を持ち出してきている。「学資金」にあたるかどうかを判断するためには、当該金員が「学資金」から除外される「給与その他対価の性質を有するもの」⁶²か否かを判断すべきと考えられるのに対して、本件判決の判断基準には混乱がみられるともいえる⁶³。しかし、使用者が被用者に対して研修等の教育を受けさせることは、FRINGE・ベネフィットの一種である。FRINGE・ベネフィットにおいて用いられる使用者の便宜の観点からすれば、使用者が受けさせる研修等の教育が使用者の事業の遂行上必要なものであれば、非課税とされる⁶⁴。FRINGE・ベネフィットにおける使用者の便宜の観点からの判断を本件判決がしたと考えれば、本件判決の基準は理解できる⁶⁵。もっとも、使用者が被用者に対して研修等の教育を受けさせることを、FRINGE・ベネフィットとして捉えるのであれば、「学資金」への該当性の判断としてではなく、直截に給与所得の収入金額を構成するかどうかを判断するのが理論的だったといえよう⁶⁶。

本件判決において、被用者が受けた教育は大学での修学であり、修学後は大学卒業をという資格を得ることにより、処遇面や対外的に明らかな経済的利益をもたらすと指摘されている⁶⁷。しかし、FRINGE・ベネフィットの

62 所法9条1項15号かつこ書き。

63 吉良実「非課税所得となる『学資に充てるため給付された金品』の意義及び範囲」シュトイエル101号(1970年)15頁、真鍋薫「判批」税務弘報19巻11号(1970年)111頁、畠山武道「教育・研修費課税をめぐる問題」金子宏編『所得課税の研究』(有斐閣・1991年)266頁。

64 岡村忠生＝酒井貴子＝田中晶国『租税法〔第2版〕』(有斐閣・2020年)68頁以下〔岡村忠生執筆〕参照。

65 山田二郎「判批」税経通信33巻14号(1978年)35頁が、「雇用主の事業遂行に直接利益をもたらす場合は、…副次的に従業員の福利厚生に役立っても、経済的利益の移転があると解すべきではなく、「職務対価としての給与所得」を構成しないと、本件判決の判断基準を支持するものも、同様の観点に基づくものと思われる。

66 渋谷達紀「判批」ジュリスト464号(1970年)140頁。

観点からすると、使用者の事業の遂行の都合で行われる教育や研修によって将来的に利益を受けるのは使用者であり、それにより被用者も有形無形の私的利益を受けることは多いだろうが、それは付随的なものに過ぎず、給与所得の収入金額を構成しないと考えるべきであろう。通達でも、「使用者が自己の業務遂行上の必要に基づき、役員又は使用人に当該役員又は使用人としての職務に直接必要な技術若しくは知識を習得させ、又は免許若しくは資格を取得させるための研修会、講習会等の出席費用又は大学等における聴講費用に充てるものとして支給する金品については、これらの費用として適正なものに限り、課税しなくて差し支えない」⁶⁷⁾とされているのが参考になる。

本件判決の基準のあてはめに関しては、工場の生産係として製造部門を担当していた従業員を選抜して、生産性の向上のために、業務命令により生産能率を専攻させているという事実からすると、使用者の事業の遂行上必要な教育であったと十分にいえると考えられる。したがって、結論としては、「学資金」として非課税とされるべき事案であったと思われる。

また、本件判決では、「従業員の一般的資質の向上を直接の目的とするにすぎない」ことが、「学資金」として非課税にされず、被用者の所得に算入される要素とされている。納税者の「一般的資質の向上」に係る利益が、所得から差し引かれないと考えられている点で、教育を受けることが消費主体としての活動であり、所得に算入されるべきだと評価されていると考えられる。この点で、上記のように教育支出を事業所得上の必要経費として控除することに制限的であるのと同様に、教育支出について所得から差し引くことに対して消極的であるといつてよい。

2 教育資金の非課税

所法9条1項15号の「学資金」として非課税となると考えられている典型的なものは、奨学金である。返済義務のない給付型の奨学金については、奨学金が給付された時点において給付される金品が非課税になると考えられるが、貸与型の奨学金⁶⁸⁾において後に返還を免除された場合に、その債務免除益も所法9条1項15号により非課税とされるかは明確にされてこなかった。

参考となる例としては、地方公共団体が地

67) 江原均「判批」税経通信32巻11号(1977年)315頁。

68) 所得税基本通達36-29の2。従前の所得税基本通達9-15に相当する通達である。所法9条関係の通達から36条関係の通達へと変更された点も、「学資金」への該当性による判断よりも、給与所得の収入金額を構成しないと考える方がなじむと考えられたからと思われる。国税庁『『所得税基本通達の制定について』の一部改正について(法令解釈通達)』(平成28年3月31日)(<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/shotoku/kaisei/160318/index.htm>, 2020年9月15日最終閲覧)。

69) 我が国では、圧倒的に貸与型の奨学金を受給している学生が多い。日本学生支援機構(JASSO)により2018年11月時点の全国の学生を対象に行われた「平成30年度学生生活調査」によれば、奨学金を受給している大学(昼間部)の学生のうち、日本学生支援機構の奨学金を受給しているのは、91.4%にもなる。

独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)「平成30年度学生生活調査」(2020年3月)29頁(https://www.jasso.go.jp/about/statistics/gakusei_chosa/_icsFiles/afieldfile/2020/03/16/data18_all.pdf, 2020年9月3日最終閲覧)。

域の医師確保対策として、医学生に対して奨学金を貸与し、医学生が卒業後一定期間、その地方公共団体が指定する医療機関や診療科に勤務した場合に、奨学金の返還を免除する制度が設けられることがある。その制度を利用して、貸与型奨学金の返還の免除を受けた際の債務免除益の取扱いにつき、所法9条1項15号により非課税となつた名古屋国税局の文書回答事例がある⁷⁰⁾。

名古屋国税局の文書回答事例により非課税とされたのは、債務免除の要件として指定する卒業後の勤務先が奨学金の貸与をした当該地方公共団体が運営する医療機関に限定されておらず、当該地方公共団体と関係がない医療機関も含め、複数選択肢が提示されている場合であったが、卒業後の勤務先について、奨学金の貸与をした当該地方公共団体が運営等を行う医療機関に限定されている場合には、債務免除益は勤務の対価の性質を有するものとして課税するとして文章回答事例もあった⁷¹⁾。そのため、「医師不足地域において地方公共団体が費用を負担して推進する取組に関

し、課税することは医療政策を推進する上で支障となるおそれがある」として、厚生労働省から平成28年度税制改正要望があり⁷²⁾、平成28年度税制改正により所法9条1項15号が改正された。

改正により、大きく2つの点が変更された。1つは、「給与所得を有する者がその使用者から受けるものにあつては、通常の給与に加算して受けるもの」が「給与その他対価の性質を有するもの」から除外され、「学資金」に含まれ非課税となりうるとされた点である⁷³⁾。従来は、使用者から給付された金品は広く給与所得を構成するものとされ⁷⁴⁾、給与所得として課税されると解釈できる規定ぶりであった⁷⁵⁾。2つめは、所法9条1項15号各号により、使用者から役員および役員・被用者の配偶者等の親族等に対して給付されるものは「学資金」に含まれないと規定したことである。従前の所得税基本通達9-14が⁷⁶⁾、役員・被用者および役員・被用者の子弟に対して給付される金品を給与等として課税するとしていたうち、被用者本人を除いた、役員および役員・被用

70) 名古屋国税局・文章回答事例「県から奨学金の貸与を受けた医学生が医師免許取得後県内の医療機関に一定期間従事することによりその返還及び利息の支払に係る債務を免除された場合の課税関係について」(平成24年3月9日)。

71) 大阪国税局・文章回答事例「医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益等の取扱いについて」(平成22年10月18日)。

72) 厚生労働省・平成28年度税制改正要望「地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益の非課税措置の創設」(https://www.soumu.go.jp/main_content/000375189.pdf, 2020年9月15日最終閲覧)。

73) 所得税基本通達9-14により、通常の給与に代えて給付されるものは非課税とならない点が確認されている。

74) 最判昭和37年8月10日民集16巻8号1749頁。

75) 実際には、所得税基本通達36-29の2(従前の所得税基本通達9-15)により、使用者が負担した授業料等が課税されることは多くなかったと思われる。

76) 「使用者から役員又は使用人に対してこれらの者の修学のため、又はこれらの者の子弟の修学のための学資金等として支給される金品(その子弟に対して直接支給されるものを含む)は、原則として、法第9条第1項第15号かつこの内に規定する給与に該当するのであるから、当該役員又は使用人に対する給与等(法第28条第1項((給与所得))に規定する給与等をいう。以下9-17において同じ。)として課税することに留意する。」

国税庁・前掲注68)1頁参照。

なお、従前の所得税基本通達9-16は、9-14や9-15と異なり、相当する内容の通達等がみあたらない。

者の配偶者等の親族等に対して給付する金品について課税するという点を法文化したものと思われる。

改正による「学資金」の範囲の明確化により、使用者から被用者に対して、通常の給与に加算して、学資に充てるため給付する場合には、「学資金」として非課税とされることが考えられる。これは、上記のような改正の経緯のような医学部生に限られない⁷⁷⁾。

改正の目的は、上記のような改正の経緯からすると、地方公共団体が医学生に対して奨学金を貸与し、医学生が卒業後一定期間、その地方公共団体が運営する医療機関に勤務するという条件を満たして奨学金の返還を免除した場合の債務免除益を、所法9条1項15号の「学資金」として非課税とすることにある。このことからすれば、貸与型の奨学金の返還が免除された場合の債務免除益については、厳密には「金品」とはいえないけれども、「学資に充てるため給付される金品」に含まれると解することになる。

なお、特定公益信託で、学術に関する顕著な貢献を表彰するものとして、もしくは顕著な価値がある学術に関する研究を奨励するものとして財務大臣の指定するものから、または学生もしくは生徒に対する学資の支給を行うことを目的とするものから交付される金品について、贈与税は非課税とされている⁷⁸⁾。

IV おわりに

我が国において教育支出の必要経費控除はほぼ認められていない一方、特定支出控除では、ロースクールに係る支出が資格取得費として控除できる点に代表されるように、費用控除として認められるよりも広い範囲の支出の控除が認められている。特定支出控除の性質をどのように考えるかに関わる問題であるが、少なくとも資格取得費については、給与所得者についてのみ控除の認められる支出の範囲が拡張されていると考えられる。特定支出控除をあくまで給与所得者の実額控除を認めるものとして、事業所得における必要経費控除と同じ判断基準で考えるべきものだとすれば⁷⁹⁾、弁護士資格を取得するためのロースクールの授業料を資格取得費として控除を認める現在の特定支出控除は、控除の範囲が広すぎるといえる。特定支出控除により控除が認められるべき範囲については、給与所得控除の性質および給与所得者における必要経費の範囲も含めて、検討が必要である。

我が国では、教育支出を事業所得上の必要経費として控除することに対して制限的であり、また教育支出について非課税として所得から差し引くことに対しても同様に消極的である。教育支出には、確かに私的な満足感を充足させるといったいわゆる消費の要素が存在することは否定しがたいが、所得獲得能力

77) 一般の企業が卒業後の勤務を条件として学生に奨学金を貸与し、一定期間勤務した後に奨学金の返還を免除した場合も、「学資金」として非課税とされることが考えられる。

78) 相続税法21条の3第1項4号。

79) 谷口智紀「勤務必要経費等の考え方—『職務の遂行に直接必要』の要件の検討」税務弘報60巻8

号(2012年)117頁参照。直接的には勤務必要経費(所法57条の2第2項6号)の要件である「職務の遂行に直接必要」の検討によるものであるが、同項3号4号にも同じ文言が使われており、研修費および資格取得費も同様に事業所得における必要経費と同じ基準で判断されると解釈できるだろう。

を高めるための人的資本に対する投資の側面があることも、また間違いがない。一律に否定するのではなく、業務との関連性が高い教育支出については、業務の遂行に必要なもの

として必要経費控除が認められてもよいはずである。特定支出控除の取扱いも含めて、今後の教育支出に対する課税の議論が深まることを期待したい。